

第 47 号

2016(平成 28)年 10 月 26 日

発行人 麴町税理士政治連盟
 会 長 佐藤直美
 千代田区九段北 1-3-6
 セーキビル 3 階
 電 話 (3264) 0049
 F A X (3237) 1569
 U R L <http://ctz-koji.jimdo.com/>
 編集者 幹 事 長 村田隆秀
 広報委員長 北尾 薫

こ う じ ま ち 税 政 連 だ よ り

麴町税理士政治連盟機関紙



【定期総会で挨拶する佐藤会長】

会員の皆様には日頃より麴町税理士政治連盟の活動にご支援ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。6月に行われました第 38 回定期総会も滞りなく終了し、28 年度の活動も順調に推移しております。年末に行われるであろう 29 年度税制改正に向けて日税政、東税政では税制改正に関する要望書を作成して、国会議員に要望の内容の説明と陳情を行っているところであります。数多くの国会議員に対し、税理士会及び税政連の要望を理解いただき、税制改正に役立てていくことが我々税政連の役割と考えます。税政連は強制加入ではありませんが、税理士全員の声として税政改正等を望んでいるところです。

東税政では日税政に対し、東京税理士会全会員分の分担金を支出しております。東税政の収入は各单位税政連の加入者の分担金で賅っていますが、年々加入率の低下により財政難が続いており、このままでは数年後には税政連の存在自体が危うくなって来ているのが現状です。東税政の役員の方も危機感を抱いております。当麴町税政連は東税政の中でも加入率が一番低い単位税政連です。今後の税政連の活動をより活発にするために、麴町支部会員の全員加入を目標に努力する所存です。会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

麴町税理士政治連盟
 会 長 佐藤 直美

麴町税政連活動報告（平成 28 年 6 月～）

平成 28 年 6 月 16 日	麴町税政連第 38 回定期総会開催
平成 28 年 8 月 5 日	単位税政連・組織委員長会議（於：衆議院第一議員会館 出席：会長）
平成 28 年 8 月 18 日	単位税政連・会長幹事長会議（全理連ビル 会長・幹事長）
平成 28 年 8 月 24 日	内田茂都議会議員 政治活動 40 年を祝い励ます会（パレスホテル東京 会長・幹事長）
平成 28 年 8 月 31 日	東京税理士会証票交付式での入会勧誘及び意見交換会（税理士会館 会長）
平成 28 年 9 月 14 日	海江田万里を囲む税理士の会定期総会（主婦会館 会長・幹事長以下 4 名）
平成 28 年 9 月 21 日	東京税理士政治連盟第 50 回定期大会（京王プラザホテル 幹事長以下 5 名）
平成 28 年 9 月 29 日	日本税政連第 50 回定期大会（品川プリンスホテル 会長）
平成 28 年 10 月 12 日	東京税理士政治連盟フォーラム（衆議院第一議員会館 会長以下 5 名）
平成 28 年 10 月 20 日	麴町支部新入転入歓迎会での勧誘活動（ホテルグランドパレス 会長）
平成 28 年 10 月 26 日	麴町税政連だより第 47 号発行

平成 29年度 税政改正に関する要望書 概要

2016.6 東京税理士政治連盟

重要要望項目

Ⅰ 消費税の複数税率制度を見直すこと

消費税の複数税率（軽減税率）制度は、次に掲げる問題点が指摘されている。

- ①軽減税率の効果が、低所得者のみならず、高所得者など全世帯に及ぶことになり、低所得者対策としては非効率であること
- ②税収減を補うために、社会保障給付の抑制が必要となること
- ③区分経理等により事業者の事務負担が増加すること
- ④適用対象品目の選定が困難であること

よって、従来より、当連盟は、低所得者への配慮については、単一税率維持と給付制度による措置を要望しており、消費税率引き上げ時による消費税の複数税率制度の導入及びその周辺の規定について再考すべきである。

Ⅱ インボイス制度の導入は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すべきである

現在、請求書等の保存により制度の透明性は十分に確保されており、適格請求書等保存方式を導入しなくても、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われている。したがって、現行の「請求書等保存方式」（帳簿方式）を維持すべきである。

また、インボイス制度導入に伴う「免税事業者からの仕入税額控除不適用」とする制度変更は、結果として免税事業者が取引から排除される虞があるため、地域経済の活性化に対して良い影響を与えるものではない。

Ⅲ 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること

法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。

特に全法人の99%を占める中小法人については、厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討しなければならず、特に以下の項目について引き続き、強く要望する。

- ①外形標準課税を中小法人に導入しないこと
- ②中小法人の欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額を縮減しないこと
- ③オーナー役員に係る給与所得控除については、別途の基準を設けたいこと

個別要望項目

Ⅰ 個別税法改正項目

1 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること
 - ①基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること
 - ②簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること
- (2) 中間申告による納税を任意に選択できる制度に拡充すること

2 役員給与の損金不算入規定を見直すこと

3 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること

4 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること

5 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度の簡素化を図ること

6 取引相場のない株式の評価方法を見直すこと

7 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること

8 印紙税制度を見直し、簡素にすること

Ⅱ 納税環境整備に関する項目

- 1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること
- 2 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること
- 3 マイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。また個人については、別途個人事業主番号の制度を設けること
- 4 電子申告の利用推進のため、受付時間の拡大等を図ること
- 5 「災害税制に関する基本法」を恒久法して整備すること

Ⅲ 国及び地方公共団体の会計制度改革

HPのパスワードのお知らせ

麹町税理士政治連盟ホームページ内の「会員ページ」へアクセスするためのパスワードは下記のとおりです。

kudan

東京税理士政治連盟発★情報発信

東京税理士政治連盟では税理士政治連盟の会員の皆様に税制改正等の最新情報を発信しています!!

東京税理士政治連盟の Web サイトで、貴方のメールアドレスをご登録下さい。



東税政

<http://www.t-zeisei.jp/>

Home > ご意見・ご質問（入力画面）にてメルマガ希望と入力し、メールを送信して下さい。

※個人情報の取り扱いについて、お預かりした個人情報を厳重に管理し、業務の範囲内での利用といたします。

麹町税政連は…麹町支部税理士会員の皆さまからの会費で活動しています。

年会費は 8,400 円となっております。
本連盟では便利な「口座振替」もご利用いただけます。
詳細は事務局（03-3264-0049）までお問い合わせください。
平成 28.7.1 現在会員数：320 名